

回答書

令和5年7月26日

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉二丁目7番19号
特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 殿

株式会社ベリテ

代表取締役 ジャベリ・アルパン・キルティクマール
〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー19階
和田倉門法律事務所
株式会社ベリテ代理人 弁護士 高 田



弁護士 三 木 隼 輝



電話 03-6212-8100
FAX 03-6212-8118

前略 当職らは、株式会社ベリテ（以下、「当社」といいます。）の代理人として、貴法人から受領した令和5年5月22日付け再申入書（以下、「再申入書」といいます。）について、以下のとおりご回答申し上げます。

1 「不特定かつ多数の一般消費者」（景表法30条1項柱書）の該当性

貴法人は再申入書で本件DMを受け取る消費者は、当社と取引があり、本件アンケートに答え、当選したと伝えられたという以外の属性をもっておらず、当社の販売組織の会員といった特別のグループに所属していないため、特別の属性をもつ消費者に本件DMを送付しているのではない以上、不特定である旨指摘しています。

しかし、同条項の「不特定」とは、販売組織の会員といった特別のグループに所属していることだけを指すものではございませんので、貴法人の指摘は全く根拠を欠くものであり、失当であると考えられます。

2 有利誤認の該当性

貴法人は、本件 DM の打ち消し表示が「ご当選権利を行使されます際には、ご選定頂きます枠（枠加工代:税抜 99,800 円~/税込 109,780 円~）を別途ご購入が、ご当選権利ご行使の条件となります。」であると整理した上で、打ち消し表示の文字の大きさが一番小さいフォントである、強調表示と比べて下方に小さく表示されている旨ご指摘しています。

しかし、実際には本件 DM の打ち消し表示は、上記だけでなく「*枠加工が条件となります」、「※枠加工条件有」も含まれるものであり、貴法人の整理はこの点を看過したものであり、正しく整理したものではありません。

そして、この枠加工条件に関する記載が、貴法人が指摘する強調表示である「ご当選おめでとうございます」、「ルース 税抜 2,000 円（税込 2,200 円）でのご購入権利」のすぐ下、あるいは横に記載されており、健全な常識を備えた一般消費者は、少なくとも枠加工条件付きで 2,200 円でルースが購入できる権利を当選したと正しく認識できると考えられます。

したがって、別紙 1 は、そもそも宝飾品を 2,200 円で無条件で購入することが可能であるかのように表示しておりません。

また、貴法人指摘のガイドラインを前提としても、本件 DM が実際に当選者が手に取るものであることを考慮すると、打消し表示の文字の大きさが「一般消費者が打消し表示を見落としてしまうほど」小さいとは考えられません。

したがって貴法人の指摘は失当であると考えられます。

3 名古屋高判（令和 3 年 9 月 29 日）について

貴法人は、再申入書で、何らの根拠もなく、「一般消費者」と「健全な常識を備えた一般消費者」とで、認識のレベルに差異があるものとは考えられない以上、名古屋高判を踏まえても貴法人の申し入れが認められる旨主張しております。

しかし、健全な常識を備えた一般消費者とそうでない一般消費者とで認識のレベルに差異が一切ないとはおよそ不合理であり、貴法人の指摘は失当であると考えられます。

4 結論

以上のとおり、貴法人の申し入れはいずれも理由がございません。

もっとも、当社としましては、貴法人からのご指摘を貴重なご意見として承り、今後の表記文言の改善に活かしてまいりたいと考えております。

貴法人におかれましては、本回答書の内容をご検討いただき、適切にお取り計らいくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

草々